



議会だより

●平成二十二年第三回定例会

●もくじ

| | |
|-----------------------|------|
| 審議された議案と結果…………… | P 2 |
| 一般質問…………… | P 6 |
| 議案に対する質疑…………… | P 8 |
| 編集後記…………… | P 10 |
| (表紙写真 喜茂別神社創祀百年記念例大祭) | |

第136号

平成22年11月

発行／喜茂別町議会 編集／喜茂別町議会
議会広報編集委員会



平成22年度第三回定例議会

審議された議案と結果

第三回定例会は、9月24日から27日までの4日間の会期で行われ、冒頭、町長より、農作物の収穫状況と生育状況、総合計画の取り組み状況、地域おこし協力隊の採用と活動内容、平成21年度公共下水道事業特別会計における分担金の不納欠損処分事務の未整理の4件についての行政報告があり、続いて、富田議員・菊地議員による一般質問が行われました。

議案の審議については、決算特別委員会（越後耕司委員長）に付託された平成21年度各会計決算認定を除き、報告1件、専決処分の承認2件、人事案件（固定資産評価審査委員会の委員の選任同意）1件、条例改正、補正予算案など、議案14件、意見案2件が審議され、いずれの案件も原案どおり可決されました。

報告 第1号

平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体財政健全化法において、決算に基づく、健全化判断比率並びに資金不足比率について、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられており、昨年に引き続き、本年度においても議会に報告されるもので、自治体における健全財政の判断基準として、実質赤字比率（一般会計の実際の赤字の比率）、連結実質赤字比率（全ての会計を含めた実際の赤字の比率）、実質公債費比率（借金返済額が財政規模に占める割合）、将来負担比率（借金残高が財政規模に占める割合）の4つの健全化判断比率と資金不足比率

承認 第1号

平成22年度喜茂別町一般会計補正予算（第5回）の専決処分に関し承認を求めることについて

承認第2号の簡易水道事業等特別会計に75万円を支出するため、専決処分を行ったことに承認を求めるものです。

報告済み

承認 第2号

平成22年度喜茂別町簡易水道事業等特別会計補正予算（第2回）の専決処分に関し承認を求めることについて

市街地区送水ポンプ場内の送水フロート弁が経年劣化により、緊急に交換の必要が生じたため、交換工事の費用75万円を追加し、予算総額を5千9百39万6千円とする専決処分を行ったことに承認を求めるものです。

（承認第1号及び承認第2号は、関連があるため一括審議を行い、いずれも原案どおり承認されました）

認
定
第
1
号

平成21年度喜茂別町一般会計歳入歳出決算認定について

議
案
第
1
号

特別職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

認
定
第
2
号

平成21年度喜茂別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

原案可決

認
定
第
3
号

平成21年度喜茂別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議
案
第
2
号

喜茂別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴い、重度心身障害者医療費の助成対象に肝臓の機能障害が新たに加わることになったことから、所要の改正を行うものです。

原案可決

認
定
第
5
号

平成21年度喜茂別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議
案
第
3
号

喜茂別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

鳥獣保護及び狩猟に関する法律が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律として改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

原案可決

認
定
第
6
号

平成21年度喜茂別町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(認定第1号から認定第7号までの各会計の決算認定については、決算特別委員会に付託され審査されることになりました)

議
案
第
4
号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

喜茂別町産業振興条例を廃止する条例の制定について
本条例は、本町において産業振興施設を設置する者に対し、奨励金を交付するために制定されたものですが、すでに条例に定められた効力が失われていることから、今回、条例の廃止をするものです。

原案可決

同
意
案
第
1
号

小柳捨次郎さん 字喜茂別1番地の21

任期

平成22年10月1日から

平成25年9月30日まで

原案同意

議案
第5号

共同薪炭備林管理条例を廃止する条例の制定について
本条例は、本町住民に対し、自家用薪炭材を供給することを目的に、昭和7年に制定されたものですが、近年のエネルギー事情の変化により、現状にそぐわなくなつたことから、今回、条例の廃止をするものです。

原案可決

議案
第6号

喜茂別町が設置する一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を廃止する条例の制定について

現在、使用している一般廃棄物最終処分場の使用予定期間が、平成40年と長期にわたること、将来的に新たな計画が始動する段階では、その時代に適合した関係条例を制定することが望ましいとの判断から、今回、条例の廃止をするものです。

原案可決

議案
第7号

国民年金保険料特例納付に伴う納付金貸付条例を廃止する条例の制定について

本条例が制定された当初は、利用実績がありました。その後の32年間にわたり、利用実績がないことから、今回、条例の廃止をするものです。

原案可決

議案
第8号

喜茂別町国民年金保険貸付条例を廃止する条例の制定について

本貸付制度は、昭和54年から31年間にわたり貸付実績がない状況が続いており、保険料の納付免除などの代替制度があることから、今回、条例の廃止をするものです。

原案可決

議案
第9号

喜茂別町過疎地域自立促進計画の策定について

国の過疎法の有効期限が、平成28年3月31日まで6年間延長されることに伴い、国の制度を有効に活用し、過疎地域の自立促進に向けた取り組みを引き続き効果的に実施していくために、これまでの本町の過疎計画を見直し、平成22年から平成27年までの6年間を計画期間として、新たに計画を作成するもので、本計画は、市町村議会の議決を経て作成することとされていることから、議会の議決を求めるものです。

原案可決

議案
第10号

平成22年度喜茂別町一般会計補正予算(第6回)

普通交付税確定による財政調整基金積立金3千6百13万7千円、子宮頸がんワクチン接種委託料45万円、経営体育成の新規就農者補助金3百30万7千円、中山峠スキ場第2リフト解体工事8百20万円、耐震改修促進計画策定業務委託料2百98万2千円など、7千3百40万1千円を追加し、予算総額は23億2千9百40万7千円となります。

原案可決

議案
第11号

平成22年度喜茂別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

前年度の精算に伴う減額と過年度還付により、1万9千円を減額し、予算総額は3千1百58万6千円となります。

原案可決

議案
第12号

平成22年度喜茂別町簡易水道事業等特別会計補正予算
(第3回)

御園原水の水質検査費63万円を追加し、予算総額は6千2万6千円となります。

原案可決

議案
第13号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、平成21年10月28日開催の決算特別委員会において、平成21年度公共下水道事業特別会計の受益者分担金の未徴収額の中で、すでに時効となっているものがあるのではないかと指摘があり、町が調査をした結果、27件、1百26万円が、民法上の解釈の誤りから時効となっていることが判明したもので、町は、議会に対し、時効となつていゝるものについては不納欠損処分を行い、再発防止に努めるとの説明をしていましたが、今回、時効に伴う分担金の不納欠損処分が未処理となつていゝること、監査委員から指摘され、町政の最高責任者として、町民の前に、本件の不適切な事務処理の責任を明らかにするため、平成22年10月から2か月間、町長に支給する給料の100分の10、副町長に支給する給料の100分の5を減額するため、条例の改正をするものです。

原案可決

議案
第14号

平成22年度喜茂別町一般会計補正予算(第7回)

議案第13号に関連しての補正予算で、給与費19万4千円を減額し、財政調整基金に同額を積み立てるもので、予算の総額に変更はありません。

原案可決

意見案
第1号

道路の整備に関する意見書

提出者 富田泰光議員

賛成者 日下博文議員 越後耕司議員

意見案
第2号

北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書

提出者 新居修二議員

賛成者 日下博文議員 富田泰光議員

(いずれの意見案も原案可決)



きもべつ夏まつり花火

一般質問

要旨



富田恭光議員

IP告知端末の 配備について

IP告知端末の導入は、平成21年の光ファイバー網整備による、地上デジタル放送の難視聴世帯の解消をし、インターネットブロードバンドサービスを町内全域に提供すべく事業としてスタートいたしました。

本年は、オフトーク通信の替わりとして、行政と住民、住民と住民をつなぐ、新たな情報交流サービスの提供の基盤となり、本町の情報化時代の幕開けとなるよう努めるとし、正に今、そのIP告知端末が各戸の配備に向け工事が進んでおります。商工会では、このIP告知端

末を利用して新たな商売の展開ができないか、組織的に検討を進めていると聞いております。しかし、ここにきて、端末機の設置を断る家庭が出てきていると聞いております。

行政では、全戸配備のはずの端末機設置について、住民に対して、どのように説明をしているのか。

また、どうして設置を断られているのか、お尋ねいたします。

菅原町長

IP告知端末については、議員の説明のとおり、オフトーク通信に替わる町民の情報交流基盤として整備を進めているところであり、双方向による特性を活かした様々なサービスの展開が期待されるところであります。

この告知端末は、災害非常時における緊急通報システムとなるものでありますので、全世帯に設置していただくことを基本として、広報やまちづくり懇談会での周知、町民の皆様のご理

解とご協力をお願い申し上げているところであります。

今年の7月からは、各世帯への利用申込書類を郵送し受付を行っており、これまでに7割近い、800世帯が利用の申し込みをされているところであります。

しかし、電話連絡等を行っておりませんが、300世帯程度が確認の取れない状況となっており、早急に確認が取れるよう対応してまいりたいと考えております。

これまで、百程度の世帯が必要を感じられないなどの理由から、加入について見合わせたこととありますが、これについては、担当者等が出向き、設置にあたっての基本的な考え方を再度説明申し上げ、来年の2月末までの工事完了の間に、設置についてのご理解をいただけるよう、努めてまいりたいと考えているところであります。

再質問

現在、70パーセント程度の加入申込状況ということですが、防災時に活用したいということであれば、やはり100パーセントの設置が望ましいと思っております。

で、全世帯設置に向け、残りの30パーセントに対して、住民説明などの努力が必要だと思いません。

この、住民説明については、非常に不足していると感じております。

実際に付けけないという高齢者の方の話の聞くと、防災のためや費用の部分に対する説明が不十分なために、随分お金がかかるといふ心配を非常に多く抱えております。

こうした観点からも、住民に丁寧な説明をしていくことが必要だと思っております。

今まで、従来どおりの文書や回覧で回した程度なのか疑問に思いますし、担当部署が決まっていれば、役場の全職員を投入しても、住民説明をすべきではないかと思っておりますので、再度、考えを伺います。

菅原町長

先程の質問の中で、付けけない理由の一つにお金の問題があるとのことですが、電気代として月に百円から2百円程度の間でかかります。

電気代については、町で持つことになりませんが、町内の電話については無料でかけられることから、納得していただけるのではないかと考えております。ただ、防災の関係についても、テレビ等でわかるので必要なしとの回答もありますので、そういう点では、全戸に対して粘り強く説得する必要があると思っております。

また、役場の全職員があたるといふことも一つの考え方ではありますが、今のところ、呼びかけと共に、まちづくり懇談会等も含めてやっていきたいと考えております。

さらには、町広報の来月号から、大々的に機種の説明をシリーズ化させながら載せていく考えであり、工事の行程等の関係もあります。来年の2月の頭くらいには、全体として機能をさせていきたいと考えております。



菊地光男議員

ふるさと納税の 現況と対応について

先日、地方の市町村におけるふるさと納税制度に関する報道記事を読み、感じる点がありましたので、この機会に、本町におけるふるさと納税の現況と納税者に対する対応について質問いたします。

ふるさと納税制度の始まりの背景としては、平成19年の夕張市の財政破たんを機に、都市と地方の税収格差是正論が活発になり、自民党政権下の、当時の菅よしひで総務大臣が居住地以外の自治体にも納税できる制度として構想を打ち出し、議論が始まったものですが、居住地以外の納税は、行政サービスの対価として、税を納める受益者負担の原則になじまず、納税事務

コストについても膨大になることもあり、寄付方式として、平成20年4月に関係法令が公布され、自分が生まれ暮らした故郷や応援したい自治体など、居住地以外の都道府県市町村へ寄付することで、個人住民税の一部が控除される制度と、私は、承知しております。

そこで、本町におけるふるさと納税の現況はどのようなになっているのか。

また、本町に対する熱い思いを込めて寄付された方々に対し、どのような対応をされているのか伺います。

菅原町長

ふるさとの納税制度の概要については、議員がご説明のとおりであり、自分が生まれ暮らした故郷や応援したい市町村に寄付することだと思っております。5千円を超える寄付については、個人住民税と所得税から一定の控除が受けられるという制度でもありません。

本町におきましては、これまで、6名の方から85万2千円が、ふるさと納税として寄付がされているところであります。

これまでに、ご寄付をいただきました方には、町として礼状を送付いたしておりますが、一部の自治体で行われているような、一定額以上を寄付された方への地場産品の贈呈や公共施設の利用券などの特典については、現在、行っておりません。

特典を設けているかどうかの全国的な状況を、国などで取りまとめたものがあるわけではありませんが、報道等では、およそ1割程度の自治体が、何らかの特典を設けているとされております。

本町におきましては、今後住民の主体的なまちづくり活動の財源と位置付け、住民生活の確保を目的とするような制度として、12月定例議会までに、制度設計を行ってまいりたいと考えており、それまでの間において、議員各位からのご助言やご理解をお願い申し上げ、菊地議員に対する回答とさせていただきます。

再質問

ただ今、答弁をいただきましたが、それほど数も多くないということ、事務的には問題な

く処理されているようです。町長の答弁の中に、地場産品の話がありました。本町においては、そこまで考えなくても、他町村がやられているような、町長が自ら納税者に直接電話をかけてお礼を述べることも良いのではないかと思います。

一歩踏み込んでやることについては、町の判断にお任せをしたいと思いますが、私は、寄付者に礼を尽くすのが一番のことであり、町長から、直接お礼の電話が来たということの方が印象が強いのではないかと思っておりますので、そのへんの関係について、再度、お伺いをいたします。

菅原町長

菊地議員のご指摘のとおりであり、それぞれ大切なお金を町に寄付していただく、その寄付行為自体が大変ありがたいことでもありますので、それに対する礼を失ってはならないという点とで、これは当然の話だと思っております。

私は、電話ではなく、直筆での礼状を出させていただいております、どこまで伝わるかはわかり

ませんが、できるだけその時の想いを綴らせていただいているということ、ご理解を賜りたいと思います。



喜茂別小学校学芸会

本 会 議

質疑要旨

第三回定例議会

議案第9号

喜茂別町過疎地域自立促進計画の策定について

菊地議員

過疎計画については、私もそれなりに理解をしているつもりであります。

今回、提案されている過疎地域自立促進計画の中では、分野別に、現況と問題点をあげ、それらに対する対策が述べられ、その解決策として、各種の計画が打ち出されておりますが、本計画は、今後において作成される、本町の総合計画においても、当然、関連していく計画だと思っておりますので、本計画に盛り込まれている、施策区分ごとの具体的な事業内容について、何点か伺いたいと思います。

最初に、政策区分の産業振興の中で、新規作物チャレンジ事業の関係で、私は、継続的に展

開できる作物の導入が今後は必要だと思っているわけですが、町が、今後において考えている具体的な事業の内容について伺います。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中のコミュニティタクシーの運営業務の関係ですが、この事業の運営形態と利用者に対する利用料金の徴収関係についてはどのように考えているのか伺います。

次に、生活環境の整備、公営住宅整備事業の関係で、私は、新規の公営住宅を考える上で、本町の今後における人口動態等を十分検討し、計画を立てる必要があると思っておりますが、この点に関する考え方について伺います。

次に、地域の自立促進に関する必要な事業の中で、移住・定住コンシェルジュ事業というものがありますが、この関係の具体的な事業内容について伺います。

内村副町長

最初に、産業振興の農業の部分で、継続的に取り組むべき新規の作物として、これまで、ニンニクに着目し、推進してきておりますが、これについても、それぞれの農家の状況を踏まえて、今後の市場の状況というものも勘案しながら、取り組むことを考えており、こうした状況等を判断し、ニンニクになるのか、また、違う作物を導入していくのか、考えていくこととなりますが、いずれにしても、新たな作物を展望し、それに対する支援をしていくことにしております。

次に、交通の部分で、コミュニティタクシーの運営事業としては、現在、町内の公共交通機関としては、胆振線の代替バスが運行しておりますが、現在、協議会の中では、赤字の額が年々増えている状況で、基金がかなり減少している町もあって、関係町村の中から、この路線の効果的な維持を図らなければならぬとの意見も出ており、赤字の多い路線の縮小という点において、新たな交通の確保とい

うものを図らなければならぬことから、少ない人数に対応できる車両の運行を目指すものであります。

また、具体的な形は決めておりませんが、利用する地区の住民の方々と協議を重ねながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、公営住宅の関係につきましましては、菊地議員のご指摘のとおりであり、少しでも人口の定住化が拡大するよう取り組むべき課題との認識をしておりますので、それらを踏まえた上で、計画的な整備にあたってまいりたいと考えております。

次に、定住の関係につきましましては、現在、他町村でも様々な移住・定住に向けた取り組みを進めておりますが、この関係については、窓口の一本化をして、様々な情報や相談体制というものを、そこで構築していくことが、他の地区から人を呼び込む時に必要な手段ではないかと考えから、この窓口として、移住・定住コンシェルジュ事業というものを展望するものです。

具体的には、今後、関係機関を含め、それぞれの役割などについても検討を進めてまいりたい

いと考えております。



議会視察（民営化保育所）

日下議員

今回、国の法律、制度の下で、過疎地域自立促進計画というものを、各市町村が立てなければならぬ状況にあると思うわけです。

本町は、自律プランの考えを基本としつつ、今、審議されている過疎計画を作ったと思いますが、今後、作っていく総合計

画というものは、広く住民の声を聞いて進めていくと、先程の町長の行政報告の中で述べられております。

また、整合性を図る部分において、委員や住民の方々の意見など、多様なものが出てくると思いますが、そこでの整合性をどのように図ろうとしているのか。

また、それぞれの計画は、違った法律の下で作られるので、目的が違うにしても、本町としては、今回、議決しようとしている過疎計画と総合計画のどちらが上位計画として、本町の今後の町行政を運営していく部分の核となり得るものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

内村副町長

総合計画は、町の最上位の基本計画になりますので、総合計画が最上位の計画であると認識しております。

今後において、様々な手段で住民の方々の意見聴取を行う考えでありますので、その中において、この過疎計画に載っていないハード事業やソフト事業など、様々なものが出されること

が想定されますので、計画の変更という形の中で、この過疎計画に盛り込んでいくことになるものと考えております。

今回の過疎計画につきましても、昨年度に策定いたしました自律プランを基本ベースとして策定しておりますので、自律プランが総合計画の基本的な考え方になっていくのではないかと想定しておりますが、個別の事業については、住民の方々の意見や要望等を踏まえた中で、事業立案という形になると思えますので、新たな事業を展望する場合は、この過疎計画の方も見直しをしながら、進めてまいりたいと考えております。

日下議員

私が、今後、総合計画を作っていく中で、危惧しているのは、いろいろな計画を作る時に、先に、こういうものがあると、後に作られる総合計画の自由な発想とか議論が、どうしても、これらを基に行ってしまうので、発想が広がらずに、これらに沿ったものを総合計画として作ってしまうという心配です。過疎計画の中身を実施する時

には、予算という部分で関わることができず、この計画自体については、細かくやっていくと、それぞれのいろいろな違う考え方が出てくると思いますので、議論するような形で進めていただきたいと思います。

そこで、総合計画と過疎計画の特徴を住民にどのように説明していく考えを持っているのか伺います。

菅原町長

先程、副町長が説明したとおり、総合計画が最上位という認識はしておりますが、今回の過疎計画は、過疎法の延長に伴う追加的な考え方で作っております。

そういう点では、今後、総合計画を作る場合には、これまでの4次の総合計画の反省は当然必要であります。新たな気持ちで作っていきたいと思っております。まず、たたき台からというやり方はしないという考えであります。

ただ、行政の考え方としては、この過疎計画が資料としてありますので、活用させていただくことになると思っております。

基本的には、ある程度の時間を持たせていただいておりますので、住民の考え方を先に聞いていくことから始めていきたいと思っております。



議会視察（廃棄物処理施設）

編集後記

異常気象と思える暑い日が続いた夏も、終わりを告げ、例年のように野や山が赤や黄色に紅葉し、秋の訪れを感じる季節となりましたが、暑い夏の影響なのか、北海道でも、農業や漁業に大きな影響が出ております。

国内では、長引く景気低迷の影響がいろいろな形で表れ、政府は、各種の経済対策を行っておりますが、これらの対策が効果として表れていないこともあって、国民の生活は依然として厳しいものとなっております。

さて、最近の新聞紙上で、地方議会の議員定数削減の関係が取りあげられております。

本町も、議員間で議論を重ねておりますが、町民の中には、議会は、町政に対するチェック機能としての役割を如何に果たすかであり、そのための議会改革は必要だが、議員の数を単に減らせば良いというものではないという意見もあります。

いずれにしても、この問題は近いうちに結論をだすことになると思っております。

（広報編集委員長 菊地光男）

